申込み先着順（随意契約）による市有地売り払いについて

一般競争入札で入札とならなかった市有土地について、地方自治法施行令第１６７条の２の規定に基づき、申込先着順（随意契約）により売り払いします。

申請しようとする方は、本書及び関係書類等をよくご覧いただき、内容をご確認のうえ申請してください。

１　売払物件及び売却価格

物件番号	種別	所在地	地目	面積（㎡）	最低売却価格（予定価格）
1	土地	墨坂南４丁目1918番1065	宅地	448.55	7,893,100円

(補足事項)物件は現状有姿での譲渡となります。

土地の状況は自由に見ていただくことができます。その際、市有地以外の隣接地等への立入りはご遠慮ください。

２　売払手続等

(1) 受付期間

2026年11月30日(月)から2027年３月31日(水)まで

(2) 受付時間

午前９時から午後４時半まで（土・日曜日、祝祭日を除く）

(3) 受付場所

須坂市役所総務部財政課公共資産マネジメント係（本庁舎２階）

〒382-8511 須坂市大字須坂1528番地の１

(4) 申込方法

下記提出書類を直接持参してください（郵送等での申込は不可）

(5) 提出書類

ア　申込書の様式

普通財産譲渡申請書（共有名義の場合は連名で申し込みし、添付書類も全員分を添付してください。）

イ　添付書類

誓約書（共有名義の場合は、申込者ごと）

役員等一覧（法人のみ）

印鑑証明書１通（直近３か月以内に発行されたもの）

※普通財産譲渡申請書、誓約書には、印鑑登録証明書の印(実印)を押印してください。

(6) 申込み先着順の決定方法

記載内容、添付書類に不備がなく、予定価格以上の金額を記載して提出した者を先着順で決定します。なお、各日受付開始時間である午前９時に到着している者は同着とみなします。同着の場合は、その中でより高い金額を提示した者に決定しますが、同額のときは、抽選により決定します。この場合、くじを引かない者がいる場合は、対応する職員にくじを引かせるものとします。

(7) 現地説明

申請いただいた方に現地説明を行います。

実施日時は、申請いただいた方と相談のうえ決定します。

(8) 契約書

別紙 市有財産売買契約書(例) のとおり

(9) 売払物件の用途の制限

購入者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号)第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。

３　申請者の資格

次に掲げる者は、申請できません。

また、売り払いする際の資格として、申請者が暴力団関係者でないことを長野県須坂警察署に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

(1) 当該入札に係る公有財産(物件)に関する事務に従事する本市の職員。

(2) 当該申込に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。

(3) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後３年を経過していない者。

ア　本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ　落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ　地方自治法第２３４条の２第１項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者。

カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後、３年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(4) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及び同法第２条第６号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者。

ア　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者。

イ　暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

ウ　自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

４　お問合せ先

名称等　　須坂市役所 総務部 財政課 公共資産マネジメント室
係長 中村、担当 井澤
所在地等　　郵便番号 382-8511　須坂市大字須坂1528番地の１
電話　　026-248-9016（課専用）
026-245-1400（代表）内線 3155
ﾌｧｸｼﾐﾘ　　026-246-0750（代表）
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp